

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われ、 そこで道徳性が養われます

⇒ 「とちぎの子どもたちへの教え」は、道徳教育の一環として、
学校の教育活動全体で、意図的、計画的に、繰り返し指導していきます

どんな場面で教えるの？



「とちぎの子どもたちへの教え」は、これまでも学校の教育活動の様々な場面で指導してきました。

今後は、より一層、意図的、計画的に、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、日常的な学校生活の場面等を含め、あらゆる教育活動を通じて繰り返し指導していくことが大切です。

道徳の時間では、児童生徒一人一人が
道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え（小学校）や
道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚（中学校）を
深めることが重要です

⇒ 道徳の時間は、児童生徒一人一人が、自己を見つめ、
主体的に道徳的実践力を身に付けていく時間です

道徳の時間は、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを補充・深化・統合する場であり、道徳的実践力を育成することをねらいとしています。

つまり、学校の教育活動全体で指導される「とちぎの子どもたちへの教え」も、道徳の時間において補充・深化・統合することが求められます。

その際には、児童生徒がねらいに含まれる道徳的価値について主体的に考えられるようにすることが大切です。



とちぎの教育が目指す子ども像の実現に向けて
「とちぎの子どもたちへの教え」を
子どもたち一人一人に身に付けさせていきましょう

とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）

【教育目標】

とちぎの教育が
目指す子ども像

- 心身ともに健康な子ども
- 主体的に考え表現できる子ども
- ねばり強く頑張る子ども
- 自他の存在を尊重し協同する子ども
- すすんで社会とかかわり行動する子ども

栃木県教育委員会事務局学校教育課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL 028-623-3392 FAX 028-623-3399

本資料は、栃木県ホームページからダウンロードができます。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/shou_chuugakkou/index.html



100



「教え育てる道徳教育」指導資料

とちぎの子どもたちへの教え

～人として、してはならないこと、すべきこと～

平成24年1月 栃木県教育委員会

教育基本法において教育の目的として人格の完成が示されています。人格の完成を目指すということは、児童生徒が自由な意思と責任をもって行動し、自己実現を図るとともに、社会の中で他者と関わりながら生きていけるようにすること、即ち、一人一人の社会的自立を目指して一步一步育てていくことです。こうした社会的自立の基盤としての道徳性を養うことを目的とする教育活動が道徳教育です。

各学校ではこれまで、道徳教育に力を入れてきているところですが、規範意識の希薄化や責任感の欠如など、道徳性が十分身に付いていない子どもも見られる状況があります。その背景としては、子どもたちに道徳の時間で深めるもと（素地）が備わっていないことが考えられます。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、「人として、してはならないこと、すべきこと」を「とちぎの子どもたちへの教え」として示すこととしました。これらは、今回の学習指導要領に示された各学年段階での配慮すべき重点を踏まえ、子どもたちの社会的自立に向けて、発達段階に応じて重点化したものであり、学校や社会で生活する上で、ぜひ身に付けてほしい事項です。

先生方には、この「とちぎの子どもたちへの教え」を基に、日常的な生活場面等を含むあらゆる教育活動の中で、繰り返し「だめなものはだめと教える」、あるいは「教えるべきことはしっかりと教える」ことにより、道徳的行動が子どもたちの内面から自発的に現れるよう道徳性を育てていただくために、このリーフレットを作成しました。



とちまるくん